

【前期第 5 問】

Xは、夫Aを殺害しようと考え、事前の計画に従って、平成7年8月18日の夜、石巻市内の路上において、Aを自車の助手席に誘い入れた上、午後8時半ごろAに、死亡する危険性のない量の睡眠薬を溶かした飲料水を飲ませたうえ、Aの意識を失わせ(第1行為)、さらに、Aを約4km離れた港まで運んだ。この港は、よく知られる観光名所であったが、Xの犯行時においては、Xの他には誰もいなかった。11時半ごろ、Xは、計画通り、ぐったりとして動かないAを、Aが運転していた自動車の運転席に運び入れ、溺死させるべく同車を岸壁から海中に転落させて沈めた(第2行為)。ところが、後に判明したAの死因は、溺水による窒息、ないしは、Aの身体的特徴と相まって発症した、睡眠薬摂取による呼吸停止、心停止、窒息、ショックまたは肺機能不全のいずれかで特定できないというものであり、Aは第2行為以前に第1行為により死亡していた可能性があった。他方、Xは第1行為によりAが死亡する危険性があるとは認識していなかった。

Xの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成16年3月22日第一小法廷決定